

2008年4月23日

各 位

会社名 ボ ッ シ ュ 株 式 会 社
代表者名 取締役社長 ステファン・ストッカー
(コード番号 6041 東証第1部)
問合せ先 財務部長 安 藤 泰
(TEL03 5485 4107)

当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ

当社は、2008年4月23日開催の取締役会において、株式会社プロテウス・インベスト(以下、「公開買付者」といいます。)による当社株式に対する公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)について下記のとおり賛同の意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社の上記取締役会決議は、下記のとおり、公開買付者が、本公開買付け及びその後の一連の手続きにより、当社を完全子会社化する予定であること、及び当社株式が上場廃止となる予定であることを前提としております。

1. 公開買付者の概要

(1)商号	株式会社プロテウス・インベスト	
(2)事業内容	当社の株式を取得し保有すること	
(3)設立年月日	2008年4月9日	
(4)本店所在地	東京都港区南青山二丁目22番18号	
(5)代表者の役職・氏名	代表取締役 福岡 武彦	
(6)資本金	100,000円	
(7)大株主及び持株比率	ロバートボッシュゲーエムベーハー 100%	
(8)買付者と対象者の関係等	資本関係	公開買付者は当社株式を保有しておりませんが、公開買付者の親会社であるロバートボッシュゲーエムベーハーは間接保有で当社の発行済株式総数の59.70%の株式を保有しております。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	公開買付者の親会社は、当社の親会社でありますので、関連当事者に該当いたします。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、本公開買付けの実施につき、慎重に協議、検討を重ねた結果、本公開買付けが、今後の当社の更なる成長・発展と持続的な企業価値の向上に資するものであり、かつ、当社株主に対し、合理的な価格により当社株式の売却を提供するものであるとの判断に至り、2008年4月23日開催の取締役会において、決議に参加した取締役4名の全員一致で本公開買付けに賛同することを決議いたしました。したがって、当社は、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨いたします。

(2) 株主に対して当該買付け等に応募することを勧めることが妥当であると判断した根拠

公開買付者は、ロバートボッシュゲーエムベーハーがその発行済株式の全てを保有し、本公開買付けを通じて当社の普通株式を取得することを目的として設立された日本の株式会社です。ロバートボッシュゲーエムベーハーは、現在、その100%子会社3社(ロバートボッシュインベストメントネーデルランドビービー、ロバートボッシュエルエルシー及びロバートボッシュインターナショナルレバタイリグンゲンアーゲー(以下、「本株式会社所有会社」といいます。))を通じて、当社の発行済株式総数の59.70%にあたる当社の普通株式267,729,560株を保有しており、従って、ロバートボッシュゲーエムベーハーは当社の親会社に該当します。

当社は、ディーゼルエンジン用燃料噴射システム、乗用車用ブレーキシステム、ガソリンエンジン用燃料噴射システム及び車両用電子機器などの自動車部品を製造・販売しており、日本の自動車メーカーと密接な関係を築き上げております。

日本の自動車メーカーは、卓越した製品管理システムや系列グループを利用した経営システムを活用することにより、グローバルなビジネス展開に積極的に取り組んできており、今後も特にアジア太平洋地域を中心として海外生産をさらに増やしていくことが予想されます。原油高と益々厳しくなる環境規制により、低燃費車への需要が増加しており、当社の顧客の多くは、業界の原動力としてハイブリッド車やディーゼルエンジン車に注目し始めています。当社はその蓄積された技術によって、自動車の燃費及び安全性の向上や環境対策に貢献してきましたが、同時に、かかる地位を維持し、また高まる一方の顧客の様々な要求に応えるために、継続的に多額の研究開発費用を費やさなければならないという必要性に直面しています。さらに、現在日本における自動車市場は全体として停滞したままであり、事実乗用車及び商用車販売台数の総売上高は、2004年以降若干下落傾向にあります。これに加えて、当社は常に価格圧力に晒されています。

当社とロバートボッシュゲーエムベーハー及びその子会社(以下、「ボッシュ・グループ」といいます。)との事業上の関係は、長年に亘るボッシュ・グループの日本市場における成長の軌跡を反映するものです。ボッシュ・グループと当社との関係は、ボッシュ・グループがディーゼルエンジンの燃料噴射システム生産のライセンスをディーゼル機器株式会社(当社の前身)に付与した1939年に遡ります。今では、当社は、ボッシュ・グループの生産、販売及び研究にかかる各資源を日本市場向けに活用し、日本の大手自動車・工業製品関連の顧客の開拓あるいは関係構築のための窓口としての役割を演じ、また幅広い範囲のボッシュ製品の日本における市場開発及び販売活動を統括しています。さらに、当社は重要な研究開発資源をボッシュ・グループと共有しています。

ボッシュ・グループは、当社の日本市場における競争力を更に強化するために必要な技術、資本及びその他のリソースに対する投資を行うことにより、日本における現在の自動車部品事業の基盤のより一層の強化を図りたいと考えております。これに向けて、ボッシュ・グループでは更なるシナジー効果を引き出したいと考えておりますが、当社が少数株主を有する上場会社であり続ける限り、これを実現することは困難であることから、ボッシュ・グループは、当社の全株式を取得して完全子会社とすることを考えるに至りました。このため、ロバートボッシュゲーエムベーハーは、公開買付けを通じて本公開買付けを実施することを決定しました。

当社といたしましては、当社の業績拡大のためには、当社の顧客である日本の自動車メーカーの海外事業への機動的な対応や新製品・新技術の開発が不可欠であり、本公開買付けに賛同し、ボッシュ・グループの完全子会社となり、ボッシュ・グループの経営資源を有効に活用し、更なるシナジー効果を引き出し、経営戦略や施策等を柔軟かつ機動的に遂行していくことが最善であると判断

いたしました。

また、本公開買付けにおける当社普通株式の買付価格である1株につき600円(以下「本公開買付価格」といいます。)は、過去の発行者以外による株券等の公開買付けの事例において買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例に加え、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場価格の動向、当社株主が本公開買付けに応じる見込み等を総合的に勘案し、かつ、当社と公開買付者との十分な協議・交渉の結果、決定されたものであり、本公開買付けに係る取締役会決議の前営業日である2008年4月22日の東京証券取引所における当社株式の終値422円に対して42.2%(小数点以下第2位を四捨五入。以下同じ)のプレミアムを、2008年4月22日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所における当社株式の終値平均411円(小数点以下四捨五入)に対して46.0%のプレミアムを、2008年4月22日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所における当社株式の終値平均427円(小数点以下四捨五入)に対して40.5%のプレミアムを加えた金額となり、本公開買付けが当社の株主に対して合理的な価格により当社株式の売却機会を提供するものであると判断するに至りました。

(3) 上場廃止となることが見込まれる公開買付けに応募することを勧める理由及び代替措置の検討状況

当社は、以下に記載する株式会社KPMG FAS(以下、「KPMG」といいます。)による報告書を参考にしつつ、公開買付者との間で十分な協議及び交渉を行い、本公開買付けの買付価格や、本公開買付けに関する諸条件の妥当性、事業上のシナジー及び株主間の公平性等の観点から慎重に検討いたしました。その結果、本公開買付けの諸条件は当社株主の利益に反しない妥当なものであり、本公開買付けが当社の株主に対して合理的な価格により当社株式の売却機会を提供するものであると判断するに至りました。

また、公開買付者は、当社の少数株主の利益を害することのないよう、上場廃止に伴う代替措置として、「いわゆる二段階買収に関する事項」記載の方法により、本公開買付けによって取得できなかった当社株式を保有する株主に対して、当社の発行済株式の全てを取得することを予定しております。なお、本完全子会社化に係る手続が行われる場合に交付される金銭の額は未定ですが、本公開買付けの1株当たりの買付価格を基準として算定する意向であります。

(4) 公正性を担保するための措置

当社の取締役会においては、公開買付者とは別個に、公開買付者及び当社とは独立した第三者機関であり、かつ関連当事者に該当しないKPMGに当社の株式価値の算定を依頼し、KPMGから当社の株式価値に関する「株式価値評価報告書」を取得いたしました。(なお、当社は第三者機関からは公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していません。)この報告書では、ディスカунテッド・キャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)及び株式市価法を用いて分析しており、DCF法では524円から689円、株式市価法では410円から486円のレンジが当社の株式価値の評価分析結果として示されております。

一方、公開買付者は、本公開買付けの財務アドバイザーであるUBSドイツランド・アーゲーに当社の株式価値分析を依頼しました。

また、公開買付者は、本公開買付け等の期間(以下、「公開買付期間」といいます。)を法令に定められた最低期間である20営業日の2倍近くの38営業日と比較的長期間に設定することにより、

当社の株主に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しております。さらに、当社と公開買付者との間で、他の買付者による当社株式の公開買付けの実施を阻害するような合意は存在しておりません。

このように、第三者からの買付けの機会が確保されていることにより、本公開買付け価格の適正性は担保されていると考えられます。

(5) 利益相反を回避するための措置

当社は、ロバートボッシュゲーエムベーハーが当社の親会社に該当することから、当社とロバートボッシュゲーエムベーハーとの間で利益相反が生ずることを回避するため、当社の社外顧問弁護士から、本公開買付けの内容及び諸問題並びにこれらに対する実務上の対応方法について助言を受けました。

これらの助言を参考にして、2008年4月23日開催の当社取締役会において、本公開買付けの買付け価格、買付け期間その他の条件、当社の財務内容その他当社が置かれている現在の状況、当社を公開買付者の完全子会社とすること等が当社の企業価値に与える影響、その他諸般の事情を勘案した上、本公開買付けは当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資すると判断し、決議に参加した取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同することを決議いたしました。

なお、当社の取締役ルドルフ・コルム氏はロバートボッシュゲーエムベーハーの専務取締役を兼任しており、当社の取締役社長ステファン・ストッカー氏並びに専務取締役フリードリッヒ・ワーグナー氏はロバートボッシュゲーエムベーハーの従業員の身分を有するので、本公開買付けに関し当社と利益が相反する可能性があるとして、取締役会に出席しておりません。

また、当社監査役は、いずれも当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見表明することに異議がない旨の意見を述べております。

(6) 上場廃止となる見込みがある旨及びその事由

本日現在、当社の普通株式は、東京証券取引所市場第一部に上場していますが、本公開買付けにおいて買付予定の株券等の数に上限が設けられておらず、応募株券等の全部の買付けが行われるため、本公開買付けの結果によっては、東京証券取引所の有価証券上場規程に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、かかる有価証券上場規程に定める株券上場廃止基準に該当しない場合でも、ボッシュ・グループは、本公開買付けの終了後に、関連法令の定めに従って当社を完全子会社化する予定であり、この場合には対象者の普通株式にかかる株券は上場廃止となる見込みです。上場廃止となった場合、当社の普通株式は東京証券取引所において取引ができなくなり、当該株式を将来売却することが困難になると予想されます。

(7) いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付者は、当社をボッシュ・グループの完全子会社とする意向であり、本公開買付け及びその後の諸手続きを通じて、これを実行する計画であります。

公開買付者が本公開買付けにより全株式を取得することができなかった場合、ロバートボッシュゲーエムベーハー、本株式会社所有会社のうち本公開買付けに応募しなかった者がある場合は当該本株式会社所有会社及び公開買付者は、当社を完全子会社化するため、()定款の一部を変更して当社を会社法上の種類株式発行会社とし、当社が発行する普通株式に全部取得条項を付した上で、当社がか

かる全部取得条項が付された株式の全部を取得し、かかる取得と引換えに、当社株主（公開買付者及び本株式会社所有会社の全部又は一部を除きます。）のうち本公開買付けに応じなかった者（その承継人を含みます。以下、「残存株主」といいます。）に対して交付される当社株式が1株に満たない端数となるような比率で、別の種類の当社株式を交付する方法（なお、新たに交付する株式については上場申請を行いません。）（ ）対価として現金を交付する合併、株式交換等の組織再編行為（当社における株主総会承認決議を経ずに行われる略式組織再編を含みます。以下同じです。）の手続を実行することを検討しておりますが、方法、対価である金銭の額、時期等を含め完全子会社化の具体的な方法については何ら決定しておりません。かかる完全子会社化の過程において残存株主が取得することになる対価である金銭の額については、本公開買付けの1株当たりの買付価格を基準として算定する意向ですが、当社の事業をとりまく環境の変化や業績の変動等の影響によって、この金額が本公開買付けの1株当たりの買付価格と異なることとなる可能性があります。

上記一連の手続の詳細・時期等は現時点では未定ですが、決定次第、速やかに公表する予定です。

（8）公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項
該当事項はありません。

3．公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容
該当事項はありません。

4．会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はありません。

5．公開買付者に対する質問
該当事項はありません。

6．公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。

7．今後の見通し

本公開買付け及びその後の諸手続を通じて、ボッシュ・グループの完全子会社となり、ボッシュ・グループの経営資源を有効に活用し、更なるシナジー効果を引き出し、経営戦略や施策等を柔軟かつ機動的に遂行していくことが可能となると考えられます。

なお、ボッシュ・グループは、現在のところ、公開買付け後の当社の経営陣の変更を予定しておりません。

（参考）本公開買付けの概要

添付資料の通りです。

（添付資料）1．株式会社プロテウス・インベストの公開買付けに関する資料

2．ロバートボッシュゲーエムベーハーによるプレスリリース

以 上

添付資料 1：公開買付者による買付け等の概要

注 1) 以下は、株式会社プロテウス・インベストが、平成 20 年 4 月 24 日付で予定している公開買付開始公告の抜粋であります。

注 2) 以下において、「対象者」とは、ボッシュ株式会社を指すものとし、「公開買付者」とは、株式会社プロテウス・インベストを指すものとし、

株式会社プロテウス・インベスト（以下「公開買付者」といいます。）は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）による公開買付けを下記により行いますので、お知らせ致します。

記

1. 公開買付けの目的

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、ロバート ボッシュ ゲーエムベアーがその発行済株式の全てを保有し、本公開買付けを通じて対象者の普通株式を取得することを目的として設立された日本の株式会社です。

ロバート ボッシュ ゲーエムベアーは、現在、その 100%子会社 3 社（ロバート ボッシュ インベストメントネーデルランド ビービー、ロバート ボッシュ エルエルシー及びロバート ボッシュ インターナショナル ベタイリグンゲン アーゲー（以下「本株式所有会社」といいます。））を通じて、ボッシュ株式会社（以下「対象者」といいます。）の発行済株式総数の約 59.70%にあたる対象者の普通株式 267,729,560 株を保有しており、従ってロバート ボッシュ ゲーエムベアーは、対象者の親会社に該当します。ロバート ボッシュ ゲーエムベアーは、この度、公開買付者を通じ、対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）（以下「全株式」といいます。）を取得することを目的として、公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、各本株式所有会社が、その所有する対象者株式について本公開買付けに応募するかどうかは現時点においては未定ですが、本公開買付けは、かかる応募の有無にかかわらず、ロバート ボッシュ ゲーエムベアー及びその子会社（以下「ボッシュ・グループ」といいます。）がグループ全体として全株式を取得することを目的としています。

公開買付者は、本公開買付けを通じて買付けを行う株券等の数に上限及び下限を設定していないため、応募株券等の全部の買付けを行います。

本公開買付けにおける1株当たりの買付価格は600円であり、対象者の取締役会は、本公開買付けに賛同し、対象者株主の皆様にご本公開買付けへ応募することを勧める旨の意見を表明しております。

本公開買付けは、対象者株主の皆様に対し、所有する対象者の普通株式を最近の市場価格よりも有利な価格で売却する機会を提供するものであります。本公開買付けの1株当たりの買付価格600円は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の市場第一部における対象者の普通株式の、平成20年4月22日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均427円（小数点以下四捨五入）に40.5%（小数点以下第2位四捨五入）のプレミアムを加えたものであります。

（2）本公開買付けの背景

ア）ボッシュ・グループの概要

ボッシュ・グループはグローバルな規模で多様な技術及びサービスを提供するリーディング・カンパニーです。自動車機器テクノロジー、産業機器テクノロジー、消費財・建築関連テクノロジーの分野において事業展開するボッシュ・グループの2007年度の従業員数は約270,000人であり、また売上高は460億ユーロを超えています。ボッシュ・グループは、ロバート ボッシュ ゲーエムベーハー及び世界50ヶ国以上にある300社以上の子会社から構成されています。かかる世界規模の開発、製造及び販売のネットワークが、ボッシュ・グループの将来に向けたさらなる成長の基盤となっています。2007年度中、ボッシュ・グループは研究開発費に36億ユーロを支出し、世界各国で合わせて約3,300件の特許を出願しました。ロバート ボッシュ ゲーエムベーハーの起源は、1886年にシュツットガルトにおいて創業者ロバート・ボッシュ（1861～1942年）が設立した「精密機械と電気技術のための工場」に遡ります。

ロバート ボッシュ ゲーエムベーハーの独自の株主構成は、ボッシュ・グループの企業としての自立性を保証するものであり、このことがロバート ボッシュ ゲーエムベーハーが長期的な視野に立った経営を行い、将来のために多額の先行投資を行うことを可能にしているのです。即ち、ロバート ボッシュ ゲーエムベーハーの株式のうち92%は、非営利財団であるロバート ボッシュ シュティフトゥング ゲーエムベーハーが保有していますが、議決権のほとんどは、工業信託合資会社であるロバート ボッシュ インドゥストゥリートロハイント カーゲーが保有しており、企業の所有者たる株主としての役割は、信託が果たしています。残りの株式はボッシュ一族及びロバート ボッシュ ゲーエムベーハーが保有しています。

イ）公開買付け者の概要

公開買付け者はロバート ボッシュ ゲーエムベーハーの100%子会社であり、本公開買付けを通じて対象者の普通株式を取得することをその目的として平成20年4月9日に会社法に基づいて設立された株式会社（本店所在地：東京都港区）です。

ウ）対象者の概要

ボッシュ・グループは、1911年に日本市場に参入し、主に自社製品用の部品の輸入・販売を行っておりました。1950年代から60年代にかけて、ボッシュ・グループは、特に自動車機器と電動工具の分野において、日本におけるアフター・サービス及び販売活動を開始しました。

1972年、ボッシュ・グループは東京に販売子会社として、ロバート・ボッシュ・ジャパン株式会社（1985年にボッシュ株式会社へ社名変更）を設立しました。

1999年、ボッシュ・グループは、ディーゼルエンジン用燃料噴射装置、ウイングセル、車両空調用コンプレッサー及び油圧機器関連製品をライセンス製造していた株式会社ゼクセルに対する持株比率を50%超としました。2000年7月1日、株式会社ゼクセルは、ボッシュ株式会社の自動車関連直納（OEM）事業の移管を受け、同時に、株式会社ボッシュ オートモーティブ システムへと社名を変更しました。同社は、2002年7月、ボッシュ ブレーキ システム株式会社及びボッシュ エレクトロニクス株式会社を吸収合併、さらには2005年7月に、ボッシュ株式会社を吸収合併して、同時に、新会社の社名を「ボッシュ株式会社」へ変更しました。

現在、対象者グループは、子会社10社及び関連会社4社により構成されており、約7,200名（平成19年12月31日現在）の従業員を擁しています。2007年度の売上高は、連結ベースで343,406百万円でした。主な事業は、自動車部品事業（売上全体の90%以上を占める）及び電動工具等その他事業であります。最大のセグメントである自動車部品事業においてはディーゼルエンジン・ガソリンエンジン用駆動系製品、ブレーキシステム及び車両用電子機器を中心に製造・販売しており、日本の自動車メーカーと密接な関係を築き上げています。

日本の自動車メーカーは、卓越した製品管理システムや系列グループを利用した経営システムを活用することにより、グローバルなビジネス展開に積極的に取り組んできており、今後も特にアジア太平洋地域を中心として海外生産をさらに増やしていくことが予想されます。原油高と益々厳しくなる環境規制により、低燃費車への需要が増加しており、対象者の顧客の多くは、業界の原動力としてハイブリッド車やディーゼルエンジン車に注目し始めています。対象者はその蓄積された技術によって、自動車の燃費及び安全性の向上に貢献してきましたが、同時に、かかる地位を維持し、また高まる一方の顧客の様々な要求に応えるために、継続的に多額の研究開発費用を費やさなければならないという必要性に直面しています。さらに、現在日本における自動車市場は全体として停滞したままであり、事実乗用車及び商用車販売台数の総売上高は、2004年以降若干下落傾向にあります。これに加えて、対象者は常に価格圧力に晒されています。

エ) ボッシュ・グループと対象者との間の事業上の関係

対象者とボッシュ・グループとの事業上の関係は、長年に亘るボッシュ・グループの日本市場における成長の軌跡を反映するものです。ボッシュ・グループと対象者との関係は、ボッシュ・グループがディーゼルエンジンの燃料噴射システム生産のライセンスをディーゼル機器株式会社（後の株式会社ゼクセル、即ち現在の対象者）に付与した1939年に遡ります。今では、対象者は、ボッシュ・グループの生産、販売及び研究にかかる各資源を日本市場向けに活用し、日本の大手自動車・工業製品関連の顧客の開拓あるいは関係構築のための窓口としての役割を演じ、また幅広い範囲のボッシュ製品の日本における市場開発及び販売活動を統括しています。さらに、対象者は重要な研究開発資源をボッシュ・グループと共有しています。

(3) 本公開買付けの目的

ボッシュ・グループは、対象者の日本市場における競争力を更に強化するために必要な技術、資本及びその他のリソースに対する投資を行うことにより、日本における現在の自動車部品事業の基盤のより一層の強化を図りたいと考えています。これに向けて、ボッシュ・グループでは更なるシナジー効果を引き出したいと考えておりますが、対象者が少数株主を有する上場会社であり続ける限り、これを実現することは困難であることから、ボッシュ・グループは、対象者の全株式を取得して完全子会社とすること（以下「本取引」といいます。）を考えるに至りました。このため、ロバート ボッシュ ゲーエムベーハーは、公開買付けを通じて本公開買付けを実施することを決定しました。ボッシュ・グループは、本取引の完了後には、日本における事業をその

非公開かつ自主性のある企業風土に適合させ、対象者を日本における事業の更なる発展の足がかりとして利用することができるようにしたいと考えています。

(4) 買付価格の公正性を担保するため及び利益相反を防止するために講じられた措置

ロバート ボッシュ ゲーエムベアー及び公開買付者は、本取引の財務アドバイザーである UBS ドイツェランド・アーゲー（以下「UBS」といいます。）が行った対象者の株式価値分析（以下「本分析」といいます。）を参考とし、また、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例に加え、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、対象者株主が本公開買付けに応じる見込み等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果も踏まえ、本公開買付けにおける買付価格を 1 株当たり 600 円と決定しました。本公開買付けにおける 1 株当たりの買付価格 600 円は、対象者の普通株式の、平成 20 年 4 月 22 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における終値の単純平均 411 円（小数点以下四捨五入）に 46.0%（小数点以下第 2 位四捨五入）のプレミアムを、平成 20 年 4 月 22 日までの過去 3 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における終値の単純平均 427 円（小数点以下四捨五入）に 40.5%（小数点以下第 2 位四捨五入）のプレミアムを、また平成 20 年 4 月 22 日までの過去 6 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における終値の単純平均 483 円（小数点以下四捨五入）に 24.2%（小数点以下第 2 位四捨五入）のプレミアムを、それぞれ加えた額に相当するものであります。

対象者においては、対象者の財務アドバイザーであり、ロバート ボッシュ ゲーエムベアー及び公開買付者並びに対象者のいずれからも独立した第三者評価機関である株式会社 KPMG FAS より、株式価値評価報告書を取得しました（なお、当社は第三者機関からは公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。）。対象者はまた、社外顧問弁護士である中村・角田・松本法律事務所から、本公開買付けの内容及び諸問題並びにこれらに対する実務上の対応方法について助言を受けました。その上で、対象者の取締役会は、平成 20 年 4 月 23 日開催の取締役会において、上記の全てを考慮に入れて本公開買付けの条件を慎重に検討し、その結果、本公開買付けは、対象者の全体的な事業見通しの強化とこれによる対象者の企業価値の更なる向上に貢献するものであり、また本公開買付けの条件が公正かつ合理的であり、対象者株主に対してその所有する株式を合理的価格で売却する機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同することを議決権を行使した取締役の全員一致で決議しました。

以上に加え、公開買付者は、買付価格の公正性を担保する目的から、公開買付期間を法令に定められた最低期間である 20 営業日の 2 倍近くの 38 営業日と比較的長期間に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募につき適切な判断を行う機会を十分確保しております。さらに、公開買付者と対象者との間で、他の買付者による対象者株式の公開買付けの実施を阻害するような合意は存在しておりません。

また、ロバート ボッシュ ゲーエムベアー及び対象者は、対象者がロバート ボッシュ ゲーエムベアーの子会社であることから、ロバート ボッシュ ゲーエムベアー及び対象者間で利益相反が生ずることを回避するため、上記のとおり UBS、両社から独立した第三者評価機関である株式会社 KPMG FAS より、それぞれ別に対象者株式の価値に関する報告書を平成 20 年 4 月 22 日付で取得し、株式会社 KPMG FAS からの株式価値評価報告書は、対象者が公開買付けに賛同する旨の意見を決定する際に考慮されました。

なお、ルドルフ・コルム氏は、ロバート ボッシュ ゲーエムベアーの専務取締役と対象者の取締役を兼務していることから、本公開買付けに賛同する旨の意見を決定する際に対象者の取締役会の審議及び決議に参加しておらず、同時に、対象者の立場から、ロバート ボッシュ ゲーエムベアー及び公開買付者と協議・交渉を行うことも見合わせました。対象者の取締役社長であ

るステファン・ストッカー氏並びに専務取締役フリードリッヒ・ワーグナー氏は、ロバート ボッシュ ゲーエムベーハーの従業員の身分を有するので、本公開買付けに関し対象者と利益が相反する可能性があるとして、取締役会に出席していません。また、社外監査役を含む対象者の監査役全員が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することについて、異議がない旨の意見を表明しております。

(5) 本公開買付け後の予定

公開買付者は、対象者をボッシュ・グループの完全子会社とする意向であり、本公開買付け及びその後の諸手続を通じて、これを実行する計画であります。

公開買付者が本公開買付けにより全株式を取得することができなかった場合、ロバート ボッシュ ゲーエムベーハー、本株式所有会社のうち本公開買付けに応募しなかった者がある場合は当該本株式所有会社及び公開買付者は、本取引を完了するため、(i)定款の一部を変更して対象者を会社法上の種類株式発行会社とし、対象者が発行する普通株式に全部取得条項を付した上で、対象者がかかる全部取得条項が付された株式の全部を取得し、かかる取得と引換えに、対象者株主（公開買付者及び本株式所有会社の全部又は一部を除きます。）のうち本公開買付けに応じなかった者（その承継人を含みます。以下「残存株主」といいます。）に対して交付される対象者株式が1株に満たない端数となるような比率で、別の種類の対象者株式を交付する方法（なお、新たに交付される株式については上場申請は行われません。）、(ii)対価として現金を交付する合併、株式交換等の組織再編行為（対象者における株主総会承認決議を経ずに行われる略式組織再編を含みます。以下同じです。）の手続を実行することを検討しておりますが、方法、対価である金銭の額、時期等を含め完全子会社化の具体的な方法については何ら決定しておりません。かかる完全子会社化の過程において残存株主が取得することになる対価である金銭の額については、本公開買付けの1株当たりの買付価格を基準として算定する意向ですが、対象者の事業をとりまく環境の変化や業績の変動等の影響によって、この金額が本公開買付けの1株当たりの買付価格と異なることとなる可能性があります。

上記一連の手続の詳細・時期等は現時点では未定ですが、決定次第、速やかに公表する予定です。

なお、ボッシュ・グループは、現在のところ、公開買付け後の対象者の経営陣の変更を予定しておりません。

(6) 対象者の株券等が上場廃止となる見込み及びその理由

本日現在、対象者の普通株式は、東京証券取引所市場第一部に上場していますが、本公開買付けにおいて買付予定の株券等の数に上限が設けられておらず、応募株券等の全部の買付けが行われるため、本公開買付けの結果によっては、東京証券取引所の有価証券上場規程に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、かかる有価証券上場規程に定める株券上場廃止基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、関連法令の定めに従って本取引を完了する予定であり、この場合には対象者の普通株式にかかる株券は上場廃止となる見込みです。上場廃止となった場合、対象者の普通株式は東京証券取引所において取引ができなくなり、当該株式を将来売却することが困難になると予想されます。

2. 公開買付けの内容

(1) 対象者の名称

ボッシュ株式会社

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

届出当初の期間

平成 20 年 4 月 24 日（木曜日）から平成 20 年 6 月 19 日（木曜日）まで（38 営業日）

対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

期間延長の確認連絡先

該当事項はありません。

(4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 600 円

(5) 買付予定の株券等の数

株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定の下限	株式に換算した買付予定の上限
435,476,950（株）	-（株）	-（株）

（注 1）本公開買付けでは、法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げるいずれの条件も付しておらず、応募株券等の全部の買付けを行います。

（注 2）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。ただし、応募に際しては、株券を提出する必要があります（単元未満株式が公開買付代理人（後記「(9) 応募の方法及び場所」の「公開買付代理人」において記載されるものをいいます。）又は公開買付代理人を通じて株式会社証券保管振替機構（以下「証券保管振替機構」といいます。）により保管されている場合には、株券を提出する必要はありません。）。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注 3）対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

（注 4）本公開買付けの買付予定の株券等の数（以下「買付予定数」といいます。）は、対象者が平成 20 年 3 月 27 日に提出した第 100 期有価証券報告書に記載された平成 19 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数（448,461,242 株）から、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者の

保有する自己株式数（平成 20 年 2 月 29 日現在 12,984,292 株）を控除した株式数（435,476,950 株）です。

(6) 買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総議決権の数に占める割合 100.00%

(注1) 買付予定の株券等に係る議決権の数は、買付予定数（435,476,950 株）に係る議決権の数（435,476 個）です。

(注2) 上記「買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総議決権の数に占める割合」並びに(7)及び(8)の計算においては、対象者の総議決権の数は、対象者が平成 20 年 3 月 27 日に提出した第 100 期有価証券報告書に記載された平成 19 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数（448,461,242 株）から、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者の保有する自己株式数（平成 20 年 2 月 29 日現在 12,984,292 株）を控除した株式数に係る議決権の数 435,476 個として計算しています。

(7) 公告日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合並びにこれらの合計

公開買付者	- %
特別関係者	61.48%
合計	61.48%

(注1) 「公告日における特別関係者の株券等所有割合」は、各特別関係者が所有する株券等に係る所有割合の合計を記載しています。

(注2) 小数点以下第 3 位を四捨五入しています。

(8) 買付け等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合並びに当該株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合の合計

公開買付者	100.00%
合計	100.00%

(注) 特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としていますので、上記「買付け等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合並びに当該株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合の合計」の計算においては、公告日における特別関係者の株券等所有割合を加算していません。

(9) 応募の方法及び場所

公開買付代理人

三菱UFJ証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

応募株主等は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ株券を添えて、公開買付期間末日の 16 時 00 分までに応募してください。なお、応募の際にはご印鑑をご用意ください。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

株券が公開買付代理人（又は公開買付代理人を通じて証券保管振替機構）により保管されている場合は、株券の提出は必要ありません。ただし、保管されている株券について預り証が発行されている場合には、その預り証をご提出ください。また、株券が不発行となっている方は、対象者にて、株券発行の手続を行い、発行された株券を添えて、公開買付期間末日の 16 時 00 分までに公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。公開買付代理人に新規に口座を開設される場合、本人確認書類（注 1）が必要になります。また、既に口座を開設されている場合であっても、本人確認書類が必要になる場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票が交付されます。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等の差額は、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注 2）の適用対象となります。

外国の居住者である株主（法人株主等を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。また、本人確認書類（注 1）が必要になります。

（注 1）本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設される場合、次の本人確認書類が必要になります。

個人.....住民票の写し（6ヶ月以内に作成の原本）、健康保険証、運転免許証等
（氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの）

法人.....登記簿謄本、官公庁から発行された書類等（6ヶ月以内に作成のもので、
名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの）

法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認が必要になります。

外国人株主.....外国人（居住者を除く。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

(注2) 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、原則として申告分離課税が適用されます。公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることになります。税務上の具体的なご質問等は税理士などの専門家にご相談いただき、株主ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(10) 買付け等の決済をする金融商品取引業者の名称

三菱UFJ証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

(11) 決済の開始日

平成20年6月26日(木曜日)

(12) 決済の方法及び場所

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等に関する通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(13) 株券等の返還方法

後記「(14) その他買付け等の条件及び方法」の「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、応募株主等への交付若しくは応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所への郵送により返還するか、又は、当該株券等が応募の時点において公開買付け代理人(若しくは公開買付け代理人を通じて証券保管振替機構)により保管されていた場合は、応募が行われた時の保管の状態に戻します。

(14) その他買付け等の条件及び方法

法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

該当事項はありません。公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難な場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間末日の 16 時 00 分までに、下記に指定する者の本店又は全国各支店に公開買付け応募申込の受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が下記に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間末日の 16 時 00 分までに下記に指定する者に到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

三菱UFJ証券株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号

（その他三菱UFJ証券株式会社全国各支店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

3. 対象者又はその役員との本公開買付けに関する合意の有無

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成 20 年 4 月 23 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同することを決議しております。

(2) 公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

ポッシュ・グループと対象者との関係は、ポッシュ・グループがディーゼルエンジンの燃料噴射システム生産のライセンスをディーゼル機器株式会社（後の株式会社ゼクセル、即ち現在の対象者）に付与した 1939 年に遡ります。1999 年、ポッシュ・グループは、対象者（当時株式会社ゼクセル）に対する持株比率を 50% 超とし、今では、対象者は、ポッシュ・グループの生産、販売及び研究にかかる各資源を日本市場向けに活用し、日本の大手自動車・工業製品関連の顧客の開拓あるいは関係構築のための窓口としての役割を演じ、また幅広い範囲のポッシュ製品の日本における市場開発及び販売活動を統括しています。さらに、対象者は重要な研究開発資源をポッシュ・グループと共有しています。

対象者は、その最大のセグメントである自動車部品事業においてはディーゼルエンジン・ガソリンエンジン用駆動系製品、ブレーキシステム及び車両用電子機器を中心に製造・販売しており、日本の自動車メーカーと密接な関係を築き上げています。

日本の自動車メーカーは、卓越した製品管理システムや系列グループを利用した経営システムを活用することにより、グローバルなビジネス展開に積極的に取り組んできており、今後も特にアジア太平洋地域を中心として海外生産をさらに増やしていくことが予想されます。原油高と益々厳しくなる環境規制により、低燃費車への需要が増加しており、対象者の顧客の多くは、業界の原動力としてハイブリッド車やディーゼルエンジン車に注目し始めています。対象者はその蓄積された技術によって、自動車の燃費及び安全性の向上に貢献してきましたが、同時に、かかる地位を維持し、また高まる一方の顧客の様々な要求に応えるために、継続的に多額の研究開発費用を費やさなければならないという必要性に直面しています。さらに、現在日本における自動車市場は全体として停滞したままであり、事実乗用車及び商用車販売台数の総売上高は、2004年以降若干下落傾向にあります。これに加えて、対象者は常に価格圧力に晒されています。

ポッシュ・グループは、対象者の日本市場における競争力を更に強化するために必要な技術、資本及びその他のリソースに対する投資を行うことにより、日本における現在の自動車部品事業の基盤のより一層の強化を図りたいと考えています。これに向けて、ポッシュ・グループでは更なるシナジー効果を引き出したいと考えておりますが、対象者が少数株主を有する上場会社であり続ける限り、これを実現することは困難であることから、本取引を考えるに至りました。このため、ロバート ポッシュ ゲーエムベアーは、公開買付者を通じて本公開買付けを実施することを決定しました。ポッシュ・グループは、本取引の完了後には、日本における事業をその非公開かつ自主性のある企業風土に適合させ、対象者を日本における事業の更なる発展の足がかりとして利用することができるようにしたいと考えています。

(3) 利益相反を回避する措置

ロバート ポッシュ ゲーエムベアー及び対象者は、対象者がロバート ポッシュ ゲーエムベアーの子会社であることから、ロバート ポッシュ ゲーエムベアー及び対象者間で利益相反が生ずることを回避するため、UBS、両社から独立した第三者評価機関である株式会社 KPMG FAS より、それぞれ別に対象者株式の価値に関する報告書を平成 20 年 4 月 22 日付で取得し、株式会社 KPMG FAS からの株式価値評価報告書は、対象者が公開買付けに賛同する旨の意見を決定する際に考慮されました。対象者はまた、社外顧問弁護士である中村・角田・松本法律事務所から、本公開買付けの内容及び諸問題並びにこれらに対する実務上の対応方法について助言を受けました。その上で、対象者の取締役会は、平成 20 年 4 月 23 日開催の取締役会において、上記の全てを考慮に入れて本公開買付けの条件を慎重に検討し、その結果、本公開買付けは、対象者の全体的な事業見通しの強化とこれによる対象者の企業価値の更なる向上に貢献するものであり、また本公開買付けの条件が公正かつ合理的であり、対象者株主に対してその所有する株式を合理的な価格で売却する機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同することを議決権を行使した取締役の全員一致で議決しました。

なお、ルドルフ・コルム氏は、ロバート ポッシュ ゲーエムベアーの専務取締役と対象者の取締役を兼務していることから、本公開買付けに賛同する旨の意見を決定する際に対象者の取締役会の審議及び決議に参加しておらず、同時に、対象者の立場から、ロバート ポッシュ ゲーエムベアー及び公開買付者と協議・交渉を行うことも見合わせました。対象者の取締役社長であるステファン・ストッカー氏並びに専務取締役フリードリヒ・ワーグナー氏は、ロバート ポッシュ ゲーエムベアーの従業員の身分を有するので、本公開買付けに関し対象者と利益が相反する可能性があるとして、取締役会に出席しておりません。また、社外監査役を含む対象者の

監査役全員が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することについて、異議がない旨の意見を表明しております。

4. 公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所

株式会社プロテウス・インベスト
(東京都港区南青山二丁目22番18号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5. 公開買付者である会社の目的、事業の内容及び資本金の額

(1) 会社の目的

公開買付者は次の事業を営むことを目的としています。

1. 会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する業務
2. 前項に付帯する全ての事業

(2) 事業の内容

公開買付者は、対象者株式を取得し保有することを主たる事業の内容としています。

(3) 資本金の額

100,000円(平成20年4月24日現在)

以上

本添付資料は、東京証券取引所の定める適時開示規則に基づき開示が求められる事項につき開示したものであり、売付け等の勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際は、必ず公開買付者が作成する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。

本添付資料は、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を公正するものではなく、本添付資料又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

国又は地域によっては、本添付資料の配布に法令上の制限が課されている場合があります。かかる場合にはそれらの制限に留意し、当該国又は地域の法令を遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮に本添付資料が受領されても、本公開買付けに関する株券の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。